

(別表)

応募対象事業	事業の内容	補助金の予定額 及び実施期間	補助率
<p>1. 酪農経営支援総合対策事業</p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、</p> <p>(1)～(6)の6つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。</p> <p>また、各メニューのうち、</p> <p>(2)のア、</p> <p>(2)のイ、</p> <p>(2)のウ、</p> <p>(3)のア、</p> <p>(3)のイ、</p> <p>(6)のア、</p> <p>(6)のイ、</p> <p>(6)のウ、</p> <p>の8個より、一又は複数の取組又は項目を選択して応募することができる。</p> <p>注1：(1)、(4)、(5)、のメニューの中のそれぞれの取組又は項目を単独で応募することはできない。</p> <p>注2：(6)のア～ウの取組単位の中のそれぞれの項目を単独で応募することはできない。</p>	<p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、後継牛不足も深刻化するなど生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を活かした取組を支援し、担い手や乳用後継牛を確保していくとともに、経営の多角化・高度化を推し進めることにより、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図るため、次に掲げる事業を実施</p> <p><u>(1) 乳用後継牛緊急確保事業</u></p> <p>全国を区域として、生産者集団等がア～ウの取組を実施するのに対して支援するとともに、エの取組を自ら実施</p> <p>ア 後継牛確保のための環境整備</p> <p>(ア) 後継牛確保対策の推進</p> <p>後継牛の確保を図るため、構成員へ貸付け・提供するための簡易施設・装置の導入及び牛舎改修資材の共同購入</p> <p>(イ) 飼養環境の改善</p> <p>後継牛の衛生的で健康・快適な飼養環境を確保するため、構成員へ貸付け・提供するための牛舎環境改善等資材・機材の共同購入</p> <p>(ウ) 暑熱対策の推進</p> <p>暑熱の低減を図るため、構成員に対する技術指導、構成員へ貸付け・提供するための暑熱の低減関連資材・機材の共同購入</p>	<p>総額 4,074,603千円</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度とする。ただし、(2)の事業は平成29年度から平成31年度とする。</p> <p>(1)の事業 1,903,000千円以内</p>	<p>補助率</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

	<p>(エ) 供用期間の延長支援 乳用牛の供用期間の延長を図るため、削蹄及び乳房炎治療等の実施</p> <p>(オ) 後継者の経営基盤の強化 構成員のうち、後継者へ貸付け・提供するための初妊牛の導入、簡易牛舎の整備、牛舎改修資材の共同購入</p> <p>(カ) 乳用牛の円滑な継承及び育成牛の地域内流通の推進 地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を継承した構成員及び地域内で育成牛を導入した構成員に対する奨励金の交付</p> <p>イ 育成牛の事故率低減 後継牛となる育成牛の死廃事故を低減するため、ワクチンプログラムを実施</p> <p>ウ 飼養管理技術の向上 乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るため、地域内の乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼料の分析・設計及びこれらを踏まえた構成員に対する技術指導</p> <p>エ 乳用後継牛の緊急確保の推進 (ア) 乳用牛の繁殖や飼養管理等の技術的知見を集約し、啓発するための会議・セミナーの開催及び現地調査等 (イ) ア～ウの取組の円滑な推進を図るための推進指導等</p> <p><u>(2) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業</u> 都道府県を区域として、次に掲げる事業を自ら実施し、又は酪農ヘルパー利用組合等に対し、次に掲げる一又は複数の取組（ウの（キ）を除く）への支援を実施。ただし、ウの（ク）から（サ）までの事業は、全国を区域として実施</p>	<p>(2) の事業 870,438 千円以内 (平成29年度分)</p>	<p>定額 1頭当たり1千円以内</p> <p>1/2以内 ただし、初妊牛の導入については1頭当たり50千円以内</p> <p>定額 1頭当たり32千円</p> <p>定額 1回当たり1千円以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p>
--	--	---	--

	<p>ア 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援</p> <p>(ア) 酪農後継者を対象とした酪農ヘルパー技能研修</p> <p>(イ) 新規就農を希望する酪農ヘルパーの離農意向農家への派遣研修</p> <p>(ウ) 酪農ヘルパー雇用前研修</p> <p>(エ) 雇用後2年以内のヘルパー要員に対する実践研修</p> <p>(オ) 酪農ヘルパーの資質向上のための研修会の開催等</p> <p>(カ) 他団体等が実施する研修会への参加及び参加促進</p> <p>(キ) 実践研修の被研修者を対象とする住宅・通勤手当</p> <p>(ク) 酪農ヘルパー確保のための募集活動</p> <p>(ケ) 臨時ヘルパーの出役支援</p> <p>(コ) 酪農ヘルパー業務に必要な免許取得</p> <p>(サ) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催及び調査等</p> <p>(シ) コントラクター等支援組織との連携による臨時ヘルパー確保のための検討会の開催等</p> <p>(ス) 酪農ヘルパーに関心のある学生のインターンシップ</p> <p>イ 傷病時の利用の円滑化</p> <p>傷病時（病気、事故、育児、研修等）に酪農ヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合等への補助</p> <p>ウ 酪農ヘルパー利用組合の強化等</p> <p>(ア) 推進協議会の開催等</p> <p>(イ) 収益改善のための経営診断、収支改善計画の作成や、収支改善計画等を踏まえた事務効率化及び酪農ヘルパーの出役調整等に係る事務合理化の推進</p>	<p>(うちウの(ク)から(サ)の事業 29,010千円以内)</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>(複数の利用組合が、互助制度を統合した場合、互助制度を統合した年度の1年間に限り 2 / 3 以内)</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
--	--	---	---

	<p>(ウ) 広域利用調整及びコントラクター等支援組織との統合を実施するための検討会の開催、広域利用等による出役調整に係る遠距離出役支援</p> <p>(エ) 酪農ヘルパーの傷害補償保険、ヘルパーの利用に起因する損害賠償保険の加入の促進</p> <p>(オ) 家畜防疫対策に係る計画策定、防疫機器等の整備</p> <p>(カ) 酪農ヘルパー利用組合の強化等酪農ヘルパー制度の安定化に資する地域独自の取組</p> <p>(キ) 事業の円滑な推進を図るための推進指導等</p> <p>(ク) 酪農ヘルパー利用組合の組織運営体制及び利用実態等の調査、酪農ヘルパーに関するデータベースシステムの整備、研修会及び情報提供</p> <p>(ケ) 優良事例調査及び優良事例普及・啓発のための発表会の開催</p> <p>(コ) 雇用後2年以内の専任ヘルパーを対象とした初任者研修</p> <p>(サ) 酪農ヘルパー事業推進のための会議の開催及び指導</p>		<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
	<p><u>(3) 乳用牛能力向上事業</u></p> <p>生涯生産性に優れた乳用牛の改良を図るため、全国を区域としてア及びイの(ア)の取組を実施、また、全国又は都道府県を区域として、イの(イ)の取組を自ら実施し、又は検定組合等に対し、その取組への支援を実施</p> <p>ア 遺伝的能力向上対策</p> <p>(ア) 乳用牛の遺伝子情報を用いたゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集及び検査</p> <p>(イ) 乳用牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催</p> <p>(ウ) 泌乳持続性の高い乳用牛の改良を進めるためのゲノミック評価に必要な評価システムの開発</p>	<p>(3) の事業</p> <p>617,472 千円以内</p> <p>(うちアの取組)</p> <p>217,517 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

	<p>イ 優良乳用牛導入支援対策  (ア) 生産者集団等が、検定組合に加入している都府県の酪農家に貸付を行うための優良な乳用牛導入を支援（貸付を受ける酪農家に対しては併せて（イ）も実施）</p> <p>(イ) 乳用牛の適切な飼養管理に係る酪農家に対する指導</p> <p><u>(4) 生乳流通体制合理化推進事業</u>  生乳の流通コストの削減を図り酪農経営の収益性の改善に資するため、全国又は都道府県等を区域として、次に掲げる取組を自ら実施し、又は単位農協、農協連及び指定団体（以下「生乳生産者団体」という。）が実施するのに対して支援</p> <p>ア 生乳流通合理化体制整備  生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした協議会等において、現状の集送乳コスト構造の分析、集送乳方法の見直し、コスト低減方策、県団体の再編の考え方等を内容とする「生乳流通合理化計画」、又は緊急時の「搾乳継続計画」の検討・作成</p> <p>イ 生乳流通合理化機器リース  アの「生乳流通合理化計画」に基づき、生乳生産者団体が集送乳の合理化を図るため、大型タンクローリー、生乳検査機器等の生乳流通関係機器のリース契約による導入</p>	<p>うちイの取組  (399,955 千円以内)</p> <p>(4) の事業  508,681 千円以内</p>	<p>定額  (優良乳用牛 1 頭当たり  40 千円（遺伝情報 (SNP) : 無) 又は 50 千円以内 (遺伝情報 (SNP) 等 : 有))</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 3 以内  ただし離島等集送乳経費が高い地域を含み、指定団体までの販売組織が 2 段階以下となるような取組を行う又は行っている場合は 1 / 2 以内</p>
--	---	--	---

	<p>ウ 生乳流通合理化機器整備  アの「生乳流通合理化計画」に基づき、生乳生産者団体が集送乳の合理化を図るため、既存の貯乳施設の減容化・補改修、乳量確定システムの改修等</p> <p>エ 災害時の搾乳継続対応機器整備  アの「搾乳継続計画」に基づき、生乳生産者団体が災害時の生乳廃棄を防止するため、非常用電源及び乳温記録システムの整備</p> <p><u>(5) 女性・リタイア世代等就農定着等推進事業</u>  全国を区域として、担い手となる女性・リタイア世代等に対して、次に掲げる取組を実施</p> <p>ア 多様な人材の確保  就農等を円滑に推進するための企画検討会の開催、事例調査及び就農促進PR資料の作成・配布、就農等のための相談窓口の設置、就農セミナー・研修会・交流会の開催等</p>	<p>(5) の事業  25,012 千円以内</p>	<p>1 / 3 以内  ただし離島等集送乳経費が高い地域を含み、指定団体までの販売組織が2段階以下となるような取組を行う又は行っている場合は1 / 2 以内</p> <p>1 / 3 以内  ただし離島等集送乳経費が高い地域を含み、指定団体までの販売組織が2段階以下となるような取組を行う又は行っている場合は1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
--	---	---------------------------------	---

	<p>イ 担い手育成の取り組み支援 担い手育成を円滑に推進するための企画検討会の開催、搾乳ロボット導入の取組状況等を含めた先進事例等取組に係る現地調査及び資料の作成・配布、財務・労務管理等の経営指導、相談窓口の設置、研修会・交流会の開催等</p> <p>ウ 推進指導等 ア及びイの取組の円滑な推進を図るための推進指導等</p> <p><u>(6) 生乳需要基盤確保事業</u></p> <p><u>ア 生乳生産者需要確保事業</u> 消費者に対して理解醸成活動等を行うことにより、国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施 (ア) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催 (イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施 (ウ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成及び作成に対する支援 (エ) 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等及び広報・宣伝活動等に対する支援</p> <p><u>イ 牛乳乳製品需要創出事業</u> 乳和食等の新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求等により、国産牛乳乳製品需要の創出・定着を図るため、全国を区域として次に掲げる取組を実施 (ア) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催</p>	<p>(6) の事業 150,000 千円以内</p> <p>(うち、アの取組 90,661 千円以内)</p> <p>(うち、イの取組 54,472 千円以内)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
--	--	---	---

	<p>(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施</p> <p>(ウ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施</p> <p>(エ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施</p> <p>(オ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成</p> <p>(カ) 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施</p> <p><u>ウ 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業</u>  生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するため、全国を区域として次に掲げる取組を実施</p> <p>(ア) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催</p> <p>(イ) 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施</p> <p>(ウ) 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等</p> <p>(エ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成</p> <p>(オ) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施</p>	<p>(うち、ウの取組 4,867千円以内)</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>
<p><u>2. 肉用牛経営安定対策補完事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、</p>	<p>高齢化等に対応した肉用牛ヘルパーへの支援、地域の特色ある肉用牛振興対策、肉用牛流通促進対策及び肉用牛導入対策を支援するため、全国を区域として(1)及び(4)の事業、並びに都道府県等を区域として(2)及び(3)の事業を実施</p>	<p>総額 3,440,829千円以内</p> <p>本事業の実施期</p>	



<p>(1)～(4)の4つより一又は複数のメニューを選択して応募することができる。また、各メニューのうち、</p> <p>(1)のア、  (1)のイ、  (1)のウ、  (1)のエ、  (2)のアの(ア)、  (2)のアの(イ)、  (2)のアの(ウ)、  (2)のアの(エ)、  (2)のアの(オ)、  (2)のアの(カ)、  (2)のイの(ア)、  (2)のイの(イ)、  (2)のイの(ウ)、  (3)のア、  (3)のイ、  (3)のウ、  (4)</p> <p>の17個より、一又は複数の取組を選択して応募することができる。</p> <p>ただし、(2)のアの(カ)、(2)のイの(ウ)及び(3)のウについては、メニュー内の取組を単独で応募することは出来ない。</p>	<p><u>(1) 肉用牛生産基盤強化等対策事業</u></p> <p>ア 肉用牛生産基盤強化推進事業</p> <p>(ア) 肉用牛ヘルパー組織等強化推進  肉用牛ヘルパー組織等の体制強化を図るための検討会の開催、ヘルパー組合実態調査、普及啓発資料等の作成・配布及び事業の推進指導</p> <p>(イ) 肉用牛振興推進指導  生産基盤強化を図るため、全国・ブロック会議の開催、事業効果の評価・指導及び事業の推進指導等</p> <p>イ 地域の特色ある肉用牛振興推進事業  地域の特色のある肉用牛生産の推進を図るための全国会議の開催、実態調査の実施及び事業に係る調査指導等</p> <p>ウ 多様な担い手育成支援事業(※)</p> <p>(ア) 多様な人材の確保  若年層、女性や職業経験者等の畜産への参入促進を図るための企画検討会の開催、事例紹介、相談窓口の設置、畜産就農を促進するための就農セミナーや研修会の開催、事業の推進指導等</p> <p>(イ) 中核的担い手の育成  中核となる人材の育成支援のため、財務、労務管理等の経営指導、現地調査、研修会の開催等、事業の推進指導等  (注) 重点テーマを定めて実施すること</p> <p>エ 一産取り肥育普及・定着支援事業(※)  一産取り肥育による交雑種雌牛を活用した和子牛生産を拡大するための検討会の開催、飼養管理マニュアルの作成・配布、事例調査・紹介、現地研修会の開催及び事業の推進指導等</p>	<p>間は平成29年度とする。</p> <p>(1)の事業  70,090千円以内</p> <p>(うちアの事業)  19,676千円以内</p> <p>(うちイの事業)  18,761千円以内</p> <p>(うちウの事業)  16,382千円以内</p> <p>(うちエの事業)  15,271千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
---	--	---	---

	<p><u>(2) 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業</u>  都道府県等を区域として肉用牛生産基盤の強化及び特色ある肉用牛生産の振興を図るため、次の一又は複数の事業を実施（以下の事業のうち、生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の実施する事業に対する支援については、民間団体が支援に代えて自ら実施する場合を認める。）</p> <p>ア 肉用牛生産基盤強化対策事業</p> <p>(ア) 中核的担い手育成増頭推進  地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付</p> <p>(イ) 優良繁殖雌牛導入支援  生産者集団等が地域の改良に必要な一定の要件を満たす優良な繁殖雌牛を購入し、地域内の繁殖農家に貸し付ける場合における奨励金の交付</p> <p>(ウ) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備  生産者集団等が繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備及び器具機材等の導入への支援</p> <p>(エ) 肉用牛ヘルパー推進  肉用牛ヘルパー利用組合が肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営、肉用牛ヘルパー要員の確保（傷害保険等の加入促進）、出役調整、研修会等の開催、器具の借上、傷病時・高齢者・放牧管理・分娩管理代行支援等の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動への支援</p> <p>(オ) 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援  離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）の肉用牛の生産者が死亡した肉用牛（BSE 検査対象牛は除く。）を島外の死亡牛処理施設（化製場等）へ輸送して処理する場合における当該海上輸送への支援</p> <p>(カ) 肉用牛振興推進指導</p>	<p>(2) の事業  2,840,148 千円以内</p> <p>〔うちアの事業〕  2,288,694 千円以内</p>	<p>定額  〔1 頭当たり 80 千円  又は 100 千円以内〕</p> <p>定額  〔1 頭当たり 40 千円  又は 50 千円以内〕</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p>
--	--	--	--

	<p>(ア) から (オ) までの事業を円滑に実施するため、会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査、事業の推進指導等</p> <p>イ 地域の特色ある肉用牛振興対策事業</p> <p>(ア) 地方特定品種等の振興</p> <p>生産者集団等が品種の特徴を活かした販売戦略と一体的な牛肉生産及び飼養頭数の維持・増頭を行うための次に掲げる取組への支援</p> <p>a 地域の生産、販売計画等の策定、周知</p> <p>品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知</p> <p>b 特徴ある牛肉生産等</p> <p>特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用拡大に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等</p> <p>c 計画出荷対策</p> <p>肥育牛の地域で定めた出荷計画に基づく、出荷時期調整</p> <p>d 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援</p> <p>(a) 効率的な生産体制の構築や遺伝的多様性の確保を図るための性判別精液や希少系統の精液を活用した子牛生産の支援</p> <p>(b) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置や分娩監視装置等の機器等の導入に係る支援</p> <p>(c) 遺伝的に優良な雌牛から、受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取や移植の取組に係る支援</p>	<p>〔 うちイの事業 551,454 千円 以内 〕</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>〔 ただし、まき牛の導入については 1 頭当たり 400 千円 以内 〕</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>〔 精液 1 本当たり 8 千円 以内 〕</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>〔 ただし、受精卵の採取については、1 回当たり 17 千円以内 〕</p>
--	--	---	--

	<p>(イ) 離島及び山振地域における肉用牛振興</p> <p>a 離島等子牛流通活性化</p> <p>(a) 離島等において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」という。）を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合の奨励金の交付</p> <p>(b) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供</p> <p>(c) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付</p> <p>b 山振地域子牛流通活性化</p> <p>山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下「山振地域」という。）において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付</p> <p>c 優良子牛適正出荷推進</p> <p>離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、12か月齢未満の肉専用種の子牛を家畜市場に出荷する場合における奨励金の交付及び肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への支援</p> <p>d 子牛流通活性化推進</p> <p>離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための会議の開催等</p> <p>(ウ) 地域の特色ある肉用牛生産推進指導</p> <p>(ア) 及び(イ)の事業を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等</p>		<p>定額</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額、2 / 3 以内 (奨励金は定額)</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p>
--	--	--	---

	<p><u>(3) 肉用牛流通促進対策事業</u></p> <p>肉用子牛等の流通の円滑化を図り、肉用牛経営の競争力強化と国産牛肉の安定供給に資するため、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又はこれらの者を会員とする一般社団法人が、肉用子牛等の集出荷計画を策定し、この計画に基づき家畜市場等を通じて、次の一又は複数の取組への支援を実施</p> <p>ア 肉用子牛市場流通促進対策</p> <p>肉用子牛を計画的に導入し、次の（ア）又は（イ）のいずれかに取り組む肥育農家に当該牛を預託</p> <p>（ア）肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に係る同意</p> <p>（イ）牛個体識別全国データベースの飼養地情報公表の同意</p> <p>イ 肉用子牛安定供給対策</p> <p>繁殖用に仕向けることが可能な雌子牛等を計画的に導入し、アの（ア）又は（イ）のいずれかに取り組むとともに、繁殖に取り組む意欲のある肥育農家に預託</p>	<p>(3) の事業</p> <p>489,363 千円以内</p>	<p>定額（1頭当たり）</p> <table border="1" data-bbox="1796 140 2078 608"> <tr><td>黒毛和種（雄（去勢））</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>黒毛和種（雌）</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>その他肉専用種</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>乳用種（初生牛）</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>乳用種（初生牛を除く）</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>交雑種（初生牛を含む）</td><td>8,000円</td></tr> </table> <p>定額（1頭当たり）</p> <p>繁殖用雌子牛については</p> <table border="1" data-bbox="1796 919 2092 1150"> <tr><td>黒毛和種</td><td>37,000円</td></tr> <tr><td>褐毛和種</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>その他肉専用種</td><td>32,000円</td></tr> <tr><td>交雑種（初生牛を含む）</td><td>23,000円</td></tr> </table>	黒毛和種（雄（去勢））	18,000円	黒毛和種（雌）	9,000円	褐毛和種	13,000円	その他肉専用種	10,000円	乳用種（初生牛）	4,000円	乳用種（初生牛を除く）	6,000円	交雑種（初生牛を含む）	8,000円	黒毛和種	37,000円	褐毛和種	34,000円	その他肉専用種	32,000円	交雑種（初生牛を含む）	23,000円
黒毛和種（雄（去勢））	18,000円																								
黒毛和種（雌）	9,000円																								
褐毛和種	13,000円																								
その他肉専用種	10,000円																								
乳用種（初生牛）	4,000円																								
乳用種（初生牛を除く）	6,000円																								
交雑種（初生牛を含む）	8,000円																								
黒毛和種	37,000円																								
褐毛和種	34,000円																								
その他肉専用種	32,000円																								
交雑種（初生牛を含む）	23,000円																								

	<p>ウ 肉用子牛等の集出荷計画の作成及び預託牛の現地確認並びに技術指導</p> <p><u>(4) 肉用牛導入支援事業</u></p> <p>(3) を促進するため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 預託牛導入保証 被保証人(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(事業協同組合連合会を含む。以下「家畜商組合等」という。))からの拠出金等により預託牛導入保証積立金を造成し、肉用子牛等導入資金の借入に係る債務の保証及びその保証債務に弁済事故が起きた場合の代位弁済(なお、応募団体は、肉用牛導入保証支援事業において平成 28 年度までに金融機関と締結している債務の保証に関する契約を引き継ぐものとする。)</p> <p>イ 預託牛導入拡大 (ア) 預託牛導入の拡大に向けた事業モデルの構築</p>	<p>(4) の事業 41,228 千円以内 アの代位弁済を行う場合には、別途補助する。ただし、補助上限額は 1,101 百万円とする。</p>	<p>経産牛(妊娠牛を含む。)については</p> <table border="1" data-bbox="1803 194 2074 555"> <tr> <td rowspan="2">黒毛和種</td> <td>74ヶ月齢未満</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>74ヶ月齢以上</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">褐毛和種</td> <td>74ヶ月齢未満</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>74ヶ月齢以上</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他肉専用種</td> <td>74ヶ月齢未満</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>74ヶ月齢以上</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>交雑種</td> <td>74ヶ月齢未満</td> <td>18,000円</td> </tr> </table> <p>とする。</p> <p>定額</p> <p>10 / 12 以内 応募団体が代位弁済を行う場合にその額の10/12 以内を補助</p> <p>定額</p>	黒毛和種	74ヶ月齢未満	26,000円	74ヶ月齢以上	4,500円	褐毛和種	74ヶ月齢未満	24,000円	74ヶ月齢以上	4,000円	その他肉専用種	74ヶ月齢未満	22,000円	74ヶ月齢以上	3,500円	交雑種	74ヶ月齢未満	18,000円
黒毛和種	74ヶ月齢未満	26,000円																			
	74ヶ月齢以上	4,500円																			
褐毛和種	74ヶ月齢未満	24,000円																			
	74ヶ月齢以上	4,000円																			
その他肉専用種	74ヶ月齢未満	22,000円																			
	74ヶ月齢以上	3,500円																			
交雑種	74ヶ月齢未満	18,000円																			

	<p>預託牛導入に当たっての地域の課題等を検討する会議の開催、現地実態調査等</p> <p>(イ) 動産担保による資金調達手法の普及推進 家畜商組合等の動産担保による資金調達手法の普及推進、現地実態調査等</p> <p>(ウ) 健全な家畜取引推進のための啓発普及 家畜商組合等の健全な家畜取引を推進するため、防疫対策等の取組強化のための検討、啓発普及資料の作成</p>		
<p><u>3. 食肉流通改善合理化支援事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、</p> <p>(1)、(2)の2つより一又は複数のメニューを選択して応募することができる。また、各メニューのうち、</p> <p>(1)のアの(ア)のa、 (1)のアの(ア)のb、 (1)のアの(ア)のc、 (1)のアの(イ)、 (1)のイの(ア)のa、 (1)のイの(ア)のb、 (1)のイの(イ)、 (1)のウの(ア)、 (1)のウの(イ)、 (1)のウの(ウ)、 (1)のエの(ア)、 (1)のエの(イ)、</p>	<p>食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図るため、次に掲げる事業を実施</p> <p>(1) 食肉流通経営体質強化促進事業</p> <p>ア 食肉流通機能適正化推進事業</p> <p>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に基づく統計基準として、総務大臣が定めた日本標準産業分類における食肉卸売業（以下3において同じ。）又は食肉小売業（以下3において同じ。）を主たる事業とする者（以下3において「食肉流通事業者」という。）によって組織され活動している団体（以下3において「食肉流通事業組合」という。）が全国を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア) 食肉流通機能の適正化の推進</p> <p>a 食肉流通関連制度及び食肉表示等の遵守を推進するための協議会及び講習会の開催等</p> <p>b 食品表示法等に基づく適正表示調査委員会の開催及び表示状況調査・指導の実施</p> <p>c 衛生管理や品質管理を指導するための適正販売促進指導委員会の開催及び販売調査・指導の実施</p> <p>(イ) 消費者の信頼確保の推進</p> <p>消費者の多様化するニーズに対応するため、実需者や</p>	<p>総額 1,526,691 千円以内</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度とする。</p> <p>(1)の事業 586,691 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

<p>(2) のアの (ア)、  (2) のアの (イ)、  (2) のアの (ウ)、  (2) のアの (エ)、  (2) のアの (オ)、  (2) のアの (カ)、  (2) のイの (ア)、  (2) のイの (イ)、  (2) のイの (ウ)、  (2) のイの (エ)、  (2) のウ、</p> <p>の 23 個より、一又は複数の取組を選択して応募することができる。</p> <p>ただし、(2) のイの取組を応募する場合は、(2) のアの (ア) と併せて応募しなければならない。また、(2) のウの取組を応募する場合は、(2) のア又はイと併せて応募することはできない。</p> <p>注：上記応募取組単位の中のそれぞれの項目を単独で応募することはできない。</p>	<p>関連業種等との食肉流通情報交換会・セミナーの開催等</p> <p>イ 大口需要者食肉安定供給支援事業</p> <p>(ア) 国産食肉給食利用促進</p> <p>給食を通じた国産食肉の供給安定と利用拡大を図るため、全国を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>a 国産食肉の安全性や栄養に関する理解の醸成を図るためのセミナーの開催、安全性の普及啓発</p> <p>b 給食における国産食肉の利用を推進するための全国協議会の開催、利用実態を踏まえた給食献立の改善・開発及び調理講習会の開催</p> <p>(イ) 消費者団体等産地開拓</p> <p>国産食肉の需要拡大を図るため、消費者によって組織され活動している団体が、複数の都道府県又は都道府県を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>a 国産食肉の優位性をアピールする情報を、生産地と連携して検討する消費拡大協議会等の開催</p> <p>b a の消費拡大協議会等における検討を踏まえた消費拡大広報活動の実施</p> <p>ウ 食肉流通機能強化推進事業</p> <p>食肉流通事業者組合が、全国、複数の都道府県又は都道府県を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア) 共同化の推進</p> <p>a 食肉流通事業者における資材等の共同購入、配送の共同化等に係る検討委員会の開催</p> <p>b 食肉流通事業者における共同化のための新規取組</p> <p>c 共同化等に係る優良事例の調査及び資料の作成</p> <p>(イ) 技術習得の推進</p> <p>食肉の加工・処理技術の習得、成功事例の普及のための研修等の実施</p>		<p>定額</p> <p>定額（ただし、b は、1 / 2 以内）</p> <p>定額（ただし、b は 1 / 2 以内とし、食肉の購入費は補助しない。）</p> <p>定額</p>
---	---	--	---



	<p>(ウ) 実需者ニーズに即した食肉加工処理等の実証展示 食肉流通事業組合が、全国、複数の都道府県又は都道府県を区域として、実需者ニーズに即した食肉の加工処理又は新たなスペック（以下「新規取組食肉の試作」という。）の実証展示をするため、需要者との意見交換会の開催、新規取組食肉の試作（配送・保管を含む）、実証展示を推進するための広報活動を実施</p> <p>エ 生産者等との連携推進事業</p> <p>(ア) 産地食肉流通・販売の推進 食肉小売業を主たる事業とする者によって組織され活動している団体が、全国を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>a 生産地と連携した産地食肉（牛肉・豚肉）の販売を推進するため、産地食肉販売推進会議の開催、産地との意見交換会の開催</p> <p>b 産地食肉の販売会の開催</p> <p>c 生産者に対する情報提供推進費の交付</p> <p>d 食肉の輸送費及び枝肉解体処理費の交付</p> <p>e 産地食肉理解醸成交流活動の実施及び販売推進に係る資料の作成及び配布</p> <p>(イ) 産地銘柄食肉流通の促進 食肉卸売業を主たる事業とする者によって組織され活動している団体が、複数の都道府県又は都道府県を区域として、次に掲げる事業を実施</p> <p>a (公社)中央畜産会が策定した「産地等表示食肉の生産・出荷等の適正化に関する指針」の基準に即した銘柄食肉を消費地（首都、政令指定都市）に紹介し販売を推進するため、産地食肉流通促進委員会の開催、産地との意見交換会の開催、産地銘柄情報の伝達資料の作成</p>		<p>定額（ただし、新規取組食肉の試作は1／2以内）</p> <p>定額（ただし、cは、1頭当たり1,000円以内、dは1／2以内、eの試食用資材は、1／2以内）</p> <p>定額（ただし、bは1／2以内）</p>
--	---	--	--

	<p>b 産地銘柄食肉の流通を促進するための産地銘柄食肉の配送及び保管</p> <p><u>(2) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業</u>  生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、国産食肉等（牛肉・豚肉・鶏肉・内臓）の新たな商品価値に着目し、顧客視点にたった新需要を創出する取組を推進することにより、畜産農家の経営安定と消費者の嗜好の多様化に対応した国産食肉等の生産に資するため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 商品性創出事業  国産食肉等の新たな商品価値を実需者等に提案するため、食肉流通に関係した活動をしている団体が、都道府県等を区域として、次に掲げる事業を実施  (ア) 生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催  (イ) 消費者ニーズに応じた国産食肉等の品質・規格の調査選定  (ウ) 訴求ポイント（アピールポイント）の科学的検証  (エ) ニーズに応じた生産出荷体制の確保  (オ) フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修会の開催  (カ) 国内外の販路開拓</p> <p>イ 実証事業  アにより創出された新たな商品価値に即した国産食肉等の販売手法を実証するため、アの（ア）を実施する団体が次に掲げる事業を実施  (ア) 国内外の実需者（小売・外食等）に対する調理法の開発提案  (イ) 低需要部位を使った加工品の試作  (ウ) 部分肉の現地入札販売会の開催</p>	<p>(2) のア及びイの事業  920,066 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>
--	---	---------------------------------------	---------------------------

	<p>(エ) 展示商談会への出展</p> <p>ウ 普及事業 (※)        新たな商品価値に即した国産食肉等のバリューチェーン構築やその他の国産食肉等の新たな消費方法等についての取組を全国に普及させるため、全国を区域とする団体が次に掲げる事業を実施</p> <p>なお、牛肉、豚肉及び鶏肉並びにその内臓については一体的に取り組むものとする。</p> <p>(ア) モデル地域など優良事例の現地調査        (イ) 成果の発表会及び合同商談会の実施        (ウ) 成果の取りまとめ、普及資料の作成・配布</p>	<p>(2) のウの事業        19,934 千円以内</p>	<p>定額</p>
<p><u>4. 養豚経営安定対策補完事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、        (1)、        (2) のア、        (2) のイ、        の3つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。</p>	<p>原種豚における繁殖性や産肉性などの能力向上並びに養豚経営の安定を図るための生産性の向上及び生産コスト削減に資する取組を支援するため、次に掲げる事業を実施</p> <p><u>(1) 地域肉豚能力向上支援</u>        産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るため、次に掲げる事業を自ら実施、又は地域の生産者集団等に対し、次に掲げるアの取組への支援を実施。ただし、イの事業の実施については、地域の生産者集団等に対しアの取組への支援を実施する場合に限る。</p>	<p>総額        200,000 千円以内</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度とする。</p> <p>(1) の事業        187,631 千円以内</p>	<p>1 / 2 以内</p>

	<p>ア 種豚等の導入  純粋種豚、純粋種豚生産のための人工授精用精液及び一代雑種雌豚（両方の親が種豚登録されている場合に限る。）の導入</p> <p>イ 事業の推進指導  アの事業の円滑な推進を図るための現地指導等</p> <p><u>（2）生産性向上支援</u>  肉豚等の生産性向上や生産コスト削減の観点から、全国又は都道府県を区域として、次に掲げるアの事業を自ら実施、又は都道府県を区域とした団体に対し、次に掲げるアの取組への支援を実施。また、全国又は都道府県を区域としてイの事業を実施。ただし、アの（イ）の事業の実施については、都道府県を区域とした団体に対しアの（ア）の取組への支援を実施する場合に限る。</p> <p>ア 飼養管理技術向上支援  （ア）豚の飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催及び研修会修了者の現地指導の実施</p>	<p>（2）の事業  12,369千円以内</p>	<p>ただし、純粋種豚の補助単価については1頭当たり100千円以内  人工授精用精液の補助単価については1本当たり10千円以内  一代雑種雌豚の補助単価については1頭当たり20千円以内、導入頭数については一経営体当たり30頭を上限</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
--	---	-------------------------------	---

	<p>(イ) 事業の推進指導  (ア) の事業の円滑な推進を図るための現地指導等</p> <p>イ 養豚農業実態調査  先進的な経営改善の取組の普及を図るため、養豚経営における優良事例調査（飼養管理、繁殖技術、環境対策等）及び実態調査の実施。これに係る調査事項検討会の開催並びに調査実施後の結果分析及び報告書の作成・配布を実施。  ただし、優良事例調査と実態調査とは一体的に取り組むものとする。</p>		
<p>5. 畜産経営環境対応強化緊急対策事業</p>	<p>汚水や臭気に対する環境規制の強化及び飼養衛生管理基準の見直しへの対応を進めるため、全国を区域として、次により畜産農家等に対し必要な施設・機械についてリース方式による貸付を実施</p> <p>(1) 補助内容  ア 貸付する施設・機械の取得に必要な資金を借り入れる際、必要となる利子相当額  利子相当額は、償還期間内、毎年度の利子必要額から毎年度農家等から徴収する利子負担額（借入残高に 0.1% を乗じた額を上限とする。）を除いた額とする  なお、当該資金の借入金利については、借入初年度は借入時の短期プライムレートを、借入 2 年目以降は借入 2 年目の長期プライムレートを上限とする  イ 当該資金借入に係る保証保険料相当額  保証保険料相当額は、借入残高に保証保険料 0.6% を乗じた額を上限とする</p> <p>(2) 貸付対象者  ア 畜産農家  イ 一般社団法人、一般財団法人、農業協同組合連合会、農業協同組合等であって、農業の振興を目的とするもの</p> <p>(3) 貸付対象施設・機械  ア 排水を浄化処理するための施設・機械</p>	<p>11,850 千円以内  （借入額：600,000 千円以内）  （平成 29 年度分）</p> <p>本事業の実施期間は平成 29 年度から 31 年度とする。  なお、(1) のア及びイの補助は平成 29 年度から 41 年度とする。</p>	<p>定額</p>

	<p>イ 臭気を脱臭するための施設・機械 ウ 飼養衛生管理基準を遵守するための施設・機械</p> <p>(4) 貸付期間 農家等に貸付ける物件の貸付期間は10年以内とし、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数をいう。)を基準とする</p>		
<p><u>6. 畜産特別支援資金融通事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち(2)については、ア又はイのいずれかの取組を選択して応募することができる。</p>	<p><u>(1) 家畜疾病経営維持資金融通事業</u> 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生による深刻な影響を受けた畜産経営体に対して、低利資金の貸付けを円滑にするため、融資機関に対して独立行政法人農畜産業振興機構が別に定める範囲内で利子補給を行うとともに、事業の円滑な実施を図るための調査等を行う。</p>	<p>16,074千円以内 (平成29年度分)(但し、利子補給金は、資金貸付の翌年もしくは翌々年より発生するため、平成29年度から33年度融資枠50億円の範囲内で貸付実績に応じて別途補助する。)</p> <p>家畜疾病経営維持資金の貸付については平成29年度から平成33年度までとし、本事業の実施期間は平成38年度までとする。</p>	<p>定額</p>

	<p><u>(2) 畜産動産担保融資導入推進事業</u>  地域、経営規模又は畜種にかかわらず必要に応じて畜産動産担保融資を利用できる環境整備を進めるため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 中央推進事業  全国を区域として、畜産動産担保融資の拡大に向けた有識者による課題等の検討、課題を解決するためのモデル等の策定、普及・啓発のための研修会の開催、等を実施</p> <p>イ モデル実証地区調査  (1)の実施主体等の指導の下、都道府県等を区域として、畜産動産担保融資の拡大に向けた地域検討会の開催、地域の状況に合ったモニタリング体制や貸倒時の家畜の飼養・処分体制の構築等の課題の解決に資するモデル実証を実施</p>	<p>総額  35,332 千円以内  (平成29年度分)</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度から31年度とする。</p> <p>アの事業  13,292 千円以内</p> <p>イの事業  22,040 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額、1 / 2 以内  (経営診断経費は1 / 2 以内)</p>
<p><u>7. 国産畜産物安心確保等支援事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、  (1)、  (2)のア、  (2)のイ、</p>	<p>国産畜産物の安心確保と安定供給を図るため、次の事業を実施</p>	<p>総額  456,853 千円以内</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度とする。</p>	

<p>(3)、 (4)、 (5)、 の6つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。</p> <p>注1：(1)～(5)の応募メニュー単位の中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。</p>	<p><u>〔1〕家畜個体識別システム定着化事業〔※〕</u>  家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するため、全国を区域として、次に掲げる事業を実施  ア 新生子牛等へ装着する耳標の作成・配付並びにその方法の検討、個体識別情報の入力・管理  イ 個体識別情報の集計・分析、情報の提供、管理システム及び生産者等の出生・異動等の届出の円滑な実施を支援する仕組みの改善・構築  ウ 耳標等経費負担のあり方を含めた個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等</p> <p><u>〔2〕緊急時生産流通体制支援事業</u>  ア 緊急時の鶏肉処理体制整備等  高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、移動制限区域内の食鳥処理場の速やかな出荷再開が可能となるよう、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針で定める消毒や交差汚染の防止等の再開要件を満たす体制をあらかじめ整備するとともに、発生時においては食鳥処理場の早期再開及び滞留鶏肉等の流通円滑化を図るため、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア)緊急時対応に向けた検討会の開催  高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜防疫指針に即した食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための、関係者による検討会の開催  (イ)滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備・機器のリース等に対する支援  高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に、移動制限区域内</p>	<p>(1)の事業 376,794千円以内</p> <p>(2)のアの事業 24,884千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>
---	--	--	-------------------------------------



	<p>に食鳥処理場を有する食鳥処理業者に対する、滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備・機器のリース等に対する支援</p> <p>イ 緊急時の食肉安全性等情報提供  口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病や食中毒事故の発生等、食肉の流通に大きな影響を及ぼす恐れのある疾病等の発生に備え、常時より国産食肉を取り巻く安全・安心に係る多様な情報の収集・消費者への普及を図るため、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア) 食肉学術情報の収集  a 食肉学術情報収集会議の開催  b 食肉学術情報の収集  c 委託研究の実施</p> <p>(イ) 食肉の安全性等に関する情報の学識者等による出張講座の開催</p> <p>(ウ) 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施  a 意識調査検討委員会の開催  b 意識調査・分析の実施</p> <p>(エ) 食肉情報普及素材の作成等  a 普及素材作成検討委員会の開催  b 普及素材の作成  c インターネットを活用した情報提供体制の整備</p> <p><u>(3) 家畜排せつ物利活用推進事業</u>  堆肥の広域流通の推進及びおが粉代替敷料の利活用の促進に必要な情報を提供するため、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 堆肥マッチング手法の実証  (ア) 企画検討委員会の開催  (イ) 堆肥の流通に係る畜産農家と耕種農家のマッチング手法の実証  (ウ) 事業成果報告書の作成及び配布等</p>	<p>(2) のイの事業 16,929 千円以内</p> <p>(3) の事業 9,954 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
--	--	--	---------------------

	<p>イ おが粉代替敷料に関する技術指導研修会の開催  (ア) 企画検討委員会の開催  (イ) 代替敷料利活用マニュアルによる技術指導研修会の開催  (ウ) 事業成果報告書の作成及び配布等</p> <p><u>(4) 海外流行疾病侵入時対応強化事業 (※)</u>  アジア地域における流行疾病に対する我が国の動物用医薬品の有効性等に関する情報の収集及び提供のため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア アジア地域で流行する病原体の収集・解析  アジア地域で流行する病原体の収集及び性状解析・保管の実施</p> <p>イ 既存の動物用医薬品の有効性確認試験  アで収集した病原体等に対する既存の動物用医薬品の効果の確認及び新たな動物用医薬品の開発の必要性の評価</p> <p>ウ アジア地域の家畜疾病等の情報収集・普及啓発  アジア地域の家畜疾病や動物用医薬品に関する情報を収集するとともに、我が国の畜産関係者に対して、アジア地域の流行疾病や、それに対する我が国の動物用医薬品の効果等の情報の提供</p> <p><u>(5) 薬剤耐性 (AMR) 対策に対応した飼養管理技術確立支援事業 (※)</u>  AMR 対策に対応した飼養管理への移行に関する情報の収集及び提供等を行うため、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>ア AMR 対策に対応した飼養管理技術の検討  (ア) 検討会の開催  抗菌性飼料添加物の使用に代わる飼養管理技術の検討 (代替となる飼料添加物の検討、抗菌性飼料添加物の使用を中止した場合に生じる課題への対処の検討等) を行う検討会の開催</p>	<p>(4) の事業  15,852 千円以内</p> <p>(5) の事業  12,440 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
--	--	---	---

	<p>(イ) 生産現場での技術的検証 飼養形態、地域的特性等の多様性を考慮し選定した農家における、抗菌性飼料添加物不使用の飼養管理の試行、必要なデータ収集及び技術的検証の実施</p> <p>イ 優良事例の収集及び情報提供</p> <p>(ア) 現地調査 専門家による現地調査等を実施し、抗菌性飼料添加物の使用に代わる飼養管理技術の優良事例の収集</p> <p>(イ) 報告書の作成及び配布等 (ア) で収集した情報を取りまとめ、優良事例集の作成、ウェブサイトによる配布等による、全国の生産者、畜産技術者等への情報提供</p>		
<p><u>8. 畜産副産物適正処分等推進事業</u></p> <p>当該事業については、事業の内容欄のうち、(1)～(3)の3つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。</p> <p>注：上記応募メニュー単位の中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。</p>	<p>円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図るため、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p><u>__ (1) 肉骨粉適正処分対策事業 __</u></p> <p>ア 肉骨粉等の適正処分 肉骨粉等の適正処分の推進を図るため、継続的に肉骨粉等を製造している者（以下「肉骨粉等処分事業者」という。）が行う肉骨粉等原料のレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉等の適正な焼却処分への支援</p> <p>イ 肉骨粉等の計画的な適正処分の推進 豚肉骨粉等の有効利用の促進、アの事業を適正かつ円滑に推進するため、次に掲げる事業を実施 (ア) 肉骨粉等の適正処分等を図るための肉骨粉等適正処分協議</p>	<p>総額 6,344,966 千円以内</p> <p>本事業の実施期間は平成29年度とする。</p> <p>(1) の事業 5,931,761 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

	<p>会等の開催</p> <p>(イ) 事業を適正かつ円滑に実施するために行う肉骨粉等処分事業者に対する助言及び指導</p> <p>(ウ) 推進会議の開催及び情報の提供等</p> <p>(エ) 事業の推進指導等</p> <p><u>(2) 牛せき柱適正管理等推進事業</u></p> <p>安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用を図るため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 牛せき柱を適正に管理した食肉事業者に対する促進費の交付</p> <p>イ 畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対する促進費の交付</p> <p>ウ ア及びイの促進費の交付に必要な事項</p> <p><u>(3) 畜産副産物需給安定推進事業</u></p> <p>畜産副産物製造業の経営安定化、畜産副産物等の安全で安定的な需給体制の整備及び豚肉骨粉等の有効利用を図るため、次に掲げる事業を実施</p> <p>ア 畜産副産物需給安定推進</p> <p>(ア) 経営安定化推進</p> <p>畜産副産物製造業の経営改善及び製造技術の向上を図るための学識経験者等によるセミナーの開催</p> <p>(イ) 需給安定化推進</p> <p>a 国内外における畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等の調査</p> <p>b 畜産副産物及び畜産副産物製品の需給状況等について</p>	<p>(2) の事業</p> <p>395, 151 千円以内</p> <p>(3) の事業</p> <p>18, 054 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>ただし、アについては牛せき柱を適正管理した場合に牛1頭当たり150円、イについてはアを実施し、かつ、牛たんぱく質が混入していないことを検査・確認した場合等に牛1頭当たり300円</p> <p>定額</p>
--	---	--	---

	<p>の問題点等の分析、改善策の策定、有効活用等の検討会の開催</p> <p>c 畜産副産物等に関する情報提供及び需給拡大のためのイベントへの参加等</p> <p>d 畜産副産物製造業の再編合理化を図るための調査、検討会の開催等</p> <p>イ 豚肉骨粉等利用拡大推進</p> <p>肉骨粉等処分事業者が豚原料等を有効利用するため、他の肉骨粉等処分事業者と原料の分別処理のための分業を行うに当たり、(1)のアの事業の補助対象となる肉骨粉等の製造ラインを、飼料用豚肉骨粉等、飼料用混合肉骨粉等又は肥料・ペットフード用肉骨粉等の製造ラインに変更する際に必要となるレンダリングラインのクリーニングの実施を支援</p>		1 / 2 以内
<p><u>9. 畜産経営安定化飼料緊急支援事業</u></p> <p>注：(2)の取組を単独で応募することはできない。</p>	<p>配合飼料製造費等低減緊急支援事業</p> <p>配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、畜産経営の安定・競争力強化を図るため、全国又は都道府県等を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>(1) 配合飼料製造費等の低減に向けた検討等</p> <p>配合飼料工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討会の開催、事例等調査、計画策定等</p> <p>(2) 配合飼料製造費等の低減に向けた設備導入等</p> <p>配合飼料製造業者等が、(1)の計画に基づき行う工場再編・合理化等への支援を次に掲げる取組により実施</p> <p>ア 設備導入に必要な資金の借入れに対する利子助成</p> <p>イ 施設廃棄等に必要な費用の支援</p>	<p>総額</p> <p>174,047 千円以内</p> <p>(平成29年度分。ただし、平成30年度以降の(2)のアの取組に係る利子助成金は別途補助する。)</p> <p>本事業の実施期間は、(1)及び(2)のイの事業は平成29年度、(2)のアの事業は平成29年度から平成34年度ま</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>ただし、利子助成率の上限は1.25% (貸付当初5年間を限度)</p> <p>1 / 3 以内</p>

		<p>でとする。なお、  (2) のアの事業  の対象となる資金  の借入れは、平成  29年度とする。</p>	
--	--	--	--

注：(※) が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者 1 者を採択することとする。